

株 主 各 位

大阪府中央区谷町六丁目18番31号
モリテック スチール株式会社
取締役社長 門 高 司

第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第81回定時株主総会を、下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月22日（水曜日）午後5時30分までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本総会へのご来場は控えていただき、議決権行使書により、行使いただきますようお願い申し上げます。なお、ご出席の株主様へお土産はお配りいたしません。ご了承ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府中央区南船場四丁目3番2号 ヒューリック心齋橋ビル3階
TKPガーデンシティPREMIUM心齋橋「バンケット3A」

会場変更	会場が昨年と異なりますので、末尾の会場ご案内略図をご参照いただき、お間違のないようにご注意ください。
------	--

3. 目的事項
報告事項
 1. 第81期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第81期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 役員賞与支給の件

以 上

本招集ご通知に際して記載すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.molitec.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

なお、株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.molitec.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスのワクチン接種の浸透などにより、経済活動の緩やかな持ち直しが期待されましたが、世界的な半導体不足、原材料価格や物流費の高騰、感染力の強い変異株の感染が拡大するなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況下におきまして、当連結会計年度の売上高は275億6千4百万円と前連結会計年度比23.6%増加し、営業利益につきましては2億4百万円（前年同期は4億3千7百万円の損失）となりました。

経常利益は2億8千7百万円（前年同期は4億2百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては2億5千4百万円（前年同期は3億2千9百万円の損失）となりました。

セグメント別の売上高、営業利益につきましては、特殊帯鋼、普通鋼等を販売しております商事部門は、売上高は154億6千万円と前連結会計年度比23.8%増加し、セグメント利益（営業利益）は3億4千万円と前連結会計年度比17.3%の増加となりました。

焼入鋼帯、鋁金加工品を製造販売しております焼入鋼帯部門、鋁金加工品部門では、焼入鋼帯部門につきましては、売上高は15億5千5百万円と前連結会計年度比45.0%増加し、セグメント利益（営業利益）は3億3千4百万円と前連結会計年度比199.1%の増加となりました。鋁金加工品部門につきましては、売上高は65億4千4百万円と前連結会計年度比28.2%増加し、3億2千3百万円のセグメント利益（営業利益）（前年同期は1億2百万円の損失）となりました。

また、海外事業につきましては、売上高は40億4百万円と前連結会計年度比10.6%増加し、1千1百万円のセグメント損失（営業損失）（前年同期は1百万円の損失）となりました。

セグメント別売上高

区 分	前 期 自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日		当 期 自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日		増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
	百万円	%	百万円	%	%
特殊帯鋼	8,938	40.1	10,453	37.9	16.9
普通鋼	2,372	10.6	3,693	13.4	55.7
その他	1,181	5.3	1,312	4.8	11.1
商事部門	12,493	56.0	15,460	56.1	23.8
焼入鋼帯部門	1,072	4.8	1,555	5.6	45.0
鋳金加工品部門	5,105	22.9	6,544	23.7	28.2
海外事業	3,621	16.3	4,004	14.6	10.6
合 計	22,292	100.0	27,564	100.0	23.6

(2) 設備投資・資金調達等の状況

当連結会計年度は、生産の合理化及び海外子会社の生産能力の増強を目的とした設備投資を行い、設備投資総額は8億3千5百万円となりました。

なお、当連結会計年度の設備資金は、自己資金及び金融機関からの借入金などにより賅っております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、特殊帯鋼の専門商社及び焼入鋼帯・鋳金加工品のメーカーという、商社とモノづくりという二つの機能を持った企業として事業展開しております。その特色を活かし、価値提案企業として、特殊帯鋼の加工技術の活用提案を行うとともに、素材、プレス、熱処理技術の強みを活かしたサービスや製品を自動車、農業機械、住環境機器、医療機器分野など、広範な市場に提供してまいります。

研究開発につきましては、けいはんなR&Dセンターを研究開発拠点として、自社ブランド製品の開発のみならず、主力販売先である自動車業界のEV化の流れにも対応すべく、次世代自動車領域への開発部門を設置するなど、新たな企業価値創造に向けて、積極的な事業展開を推進してまいります。

海外展開につきましては、海外市場における需要への迅速な対応と新規需要開拓推進に向け、積極的に資本を投入し、海外拠点での生産・販売の更なる体制強化によってグローバル展開を推進してまいります。

環境対策につきましては、環境保全の取組みを経営上の重点課題の一つと位置づけ、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の活動を全社をあげて推進し、環境への負荷低減に努めるとともに、地球環境にやさしい素材並びに製品のサービスと生産を行ってまいります。

当社グループは、今後とも持続的成長と社会的責任を果たす企業として、全てのステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、更なるコーポレート・ガバナンスの充実、コンプライアンス体制の強化とともに内部統制の運用により、透明性の高い経営に努めてまいります。

(4) 財産及び損益の推移の状況

① 企業集団の財産及び損益の推移の状況

区 分	第78期 (2018年度)	第79期 (2019年度)	第80期 (2020年度)	第81期 (当期) (2021年度)
売 上 高 (百万円)	29,389	26,678	22,292	27,564
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	884	135	△402	287
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	639	80	△329	254
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	28.53	3.61	△14.72	11.35
総 資 産 (百万円)	26,465	22,979	22,590	23,832
純 資 産 (百万円)	13,636	13,313	12,895	13,249

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式控除後の期中の平均発行済株式総数により算出しております。
2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

② 当社の財産及び損益の推移の状況

区 分	第78期 (2018年度)	第79期 (2019年度)	第80期 (2020年度)	第81期 (当期) (2021年度)
売 上 高 (百万円)	24,521	21,940	17,976	22,613
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	551	112	△372	381
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	336	18	△180	272
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	15.02	0.84	△8.07	12.17
総 資 産 (百万円)	22,921	19,714	19,422	20,676
純 資 産 (百万円)	12,531	12,020	11,887	12,141

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式控除後の期中の平均発行済株式総数により算出しております。
2. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ジュタワン・モリテック (タイランド) 株式会社	百万タイバーツ 223	% 99.5	タイ国内向け鋼材加工販売、鋁金加工品の製造販売
モリテックスチール インドネシア株式会社	百万インドネシアルピア 39,000	% 100.0	インドネシア国内向け鋼材加工販売
モリテックスチール メキシコ株式会社	百万メキシコペソ 266	% 100.0	メキシコ国内向け鋼材加工販売、鋁金加工品の製造販売
上海摩立特克鋼鉄商貿 有限公司	百万人民元 10	% 100.0	中国国内向け鋼材加工販売
日輪鋼業株式会社	百万円 33	% 85.5	日本国内外向け鋼材加工販売
モリテックスチール (ベトナム) 会社	百万ベトナムドン 31,152	% 100.0	ベトナム国内向け鋼材加工販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 主要な事業内容

特殊帯鋼（熱間圧延鋼帯・ステンレス鋼帯等を含む）、普通鋼等鋼材の仕入販売（商事部門）と焼入鋼帯、鋁金加工品の製造販売（製造部門）を行っております。

(7) 主要な営業所及び工場

① 当社

本社 大阪市中央区谷町六丁目18番31号

販売拠点 北海道営業所、東北営業所（仙台市）、東京支店、名古屋支店、
本社営業部、海外事業部（大阪市）、広島営業所、九州出張所（福岡市）、
製品戦略部

生産拠点 宇都宮工場、三重大山田工場

開発拠点 けいはんな R & D センター（京都府相楽郡）

海外拠点 インド駐在員事務所

② 子会社

ジュタワン・モリテック（タイランド）株式会社
モリテックスチールインドネシア株式会社
モリテックスチールメキシコ株式会社
上海摩立特克鋼鉄商貿有限公司
日輪鋼業株式会社
モリテックスチール（ベトナム）会社
モリテックプロダクトサポート株式会社

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計 年度末比増減
605名	8名減

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
333名	3名減	39才9ヵ月	14年9ヵ月

(注) 出向社員（16名）及び嘱託・臨時社員（58名）は含まれておりません。

(9) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	763百万円
株式会社みずほ銀行	50百万円
株式会社関西みらい銀行	60百万円
株式会社国際協力銀行	329百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
(2) 発行済株式の総数 22,405,040株(自己株式 153,023株を除く。)
(3) 当事業年度末の株主数 7,111名
(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 製 鉄 株 式 会 社	2,244千株	10.02%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,735千株	7.75%
株 式 会 社 メ タ ル ワ ン	1,328千株	5.93%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,270千株	5.67%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,110千株	4.96%
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	960千株	4.29%
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	600千株	2.68%
森 浩 之	519千株	2.31%
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	450千株	2.01%
森 泰 之	442千株	1.97%

(注) 持株比率は自己株式(153,023株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当、重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	門 高 司	
取締役副社長 (代表取締役)	木 村 慎 一	上海摩立特克鋼鐵商貿有限公司管掌、モリテックスチール インドネシア株式会社取締役会長、モリテックスチール (ベトナム) 会社取締役会長、日輪鋼業株式会社取締役
常務取締役 執行役員	谷 口 正 典	管理本部長、兼経理部長、モリテックプロダクトサポート 株式会社取締役社長
常務取締役 執行役員	森 泰 之	生産本部長、ジュタワン・モリテック (タイランド) 株式会社 管掌、モリテックスチールメキシコ株式会社管掌
取締 役 執行 役員	内 山 良 成	生産本部三重大山田工場長、兼調達管理部長
取締 役	阪 口 誠	中之島シティ法律事務所 弁護士、 多木化学株式会社社外取締役 中野正信公認会計士事務所 所長
取締 役 監査役(常勤)	中 野 正 信	
監査役(常勤)	森 剛 之	
監 査 役	速 水 宏 祐	
監 査 役	藤 谷 和 憲	しんらい総合法律事務所 弁護士
監 査 役	黒 田 肇	保田特殊鋼株式会社 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役のうち阪口 誠及び中野正信の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち藤谷和憲及び黒田 肇の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当期中の取締役の異動等
松下善紀氏は、2021年6月23日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって任期満了により、取締役を退任いたしました。
4. 当期中の重要な兼職の異動
取締役中野正信氏は、2021年5月21日付をもって、エスフーズ株式会社の社外監査役を退任いたしました。
監査役黒田 肇氏は、2021年12月1日付をもって保田特殊鋼株式会社の代表取締役社長に就任いたしました。

5. 独立役員

当社は、社外取締役阪口 誠、中野正信の両氏及び社外監査役藤谷和憲、黒田 肇の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出ております。

6. 当期中の取締役の地位の異動

氏 名	異 動 後	異 動 前	異動年月日
木村 慎一	代表取締役 取締役副社長	代表取締役 専務取締役執行役員	2021年6月23日
谷口 正典	常務取締役執行役員	取締役執行役員	
森 泰之	常務取締役執行役員	取締役執行役員	

7. 決算期後に生じた取締役の担当及び重要な兼職の異動

氏名	異動後	異動前	異動年月日
木村 慎一	社長補佐、生産事業本部長、R & D本部長、技術本部管掌、ジュタワン・モリテック (タイランド) 株式会社管掌、モリテックスチールメキシコ株式会社管掌、モリテックスチールインドネシア株式会社管掌、モリテックスチール (ベトナム) 会社管掌、日輪鋼業株式会社管掌	上海摩立特克鋼鐵商貿有限公司管掌、モリテックスチールインドネシア株式会社取締役会長、モリテックスチール (ベトナム) 会社取締役会長、日輪鋼業株式会社取締役	2022年4月1日
谷口 正典	管理本部長、兼管理部長、社長室管掌、内部監査部管掌、経営管理部管掌、鋼材事業本部管掌、上海摩立特克鋼鐵商貿有限公司管掌、モリテックプロダクトサポート株式会社取締役社長	管理本部長、兼経理部長、モリテックプロダクトサポート株式会社取締役社長	
森 泰之	技術本部長、ジュタワン・モリテック (タイランド) 株式会社技術支援、モリテックスチールメキシコ株式会社技術支援	生産本部長、ジュタワン・モリテック (タイランド) 株式会社管掌、モリテックスチールメキシコ株式会社管掌	
内山 良成	経営管理部長	生産本部三重大山田工場長、兼調達管理部長	

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する「役員等賠償責任保険契約」を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社・当社子会社の全ての取締役および監査役であり、被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害のうち、法律上の損害賠償金、争訟費用が填補されることとなります。

また、払込保険料のうち約11%（特約保険料）については、社外取締役、社外監査役および子会社役員を除いた当社取締役および当社監査役が自己負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

ア) 役員報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

役員報酬等については、企業価値の持続的な向上に資するべく、業績向上に対する意欲を高めるための報酬体系とすることを原則とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とするため、2021年4月26日開催の定例取締役会において決定方針を決議いたしました。

イ) 決定方針の概要

取締役及び監査役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬により構成し、個人別の報酬額については、株主総会での決議の範囲内で、取締役については取締役会の委任に基づき代表取締役社長が各取締役の職務の内容、貢献度を総合的に勘案して役員規程に基づき決定しております。監査役については、監査役の協議に基づき決定しております。

また、社外取締役および社外監査役については、その職責を鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。

なお、2021年4月26日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止が決議され、2021年6月23日開催の第80回定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給について、ご承認いただいております。

ウ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬額については、取締役会の委任に基づき取締役社長が各取締役の職務の内容、貢献度を総合的に勘案して役員規程に基づき決定しております。

また、種類別の報酬額の割合については、当社の財務状況、年度業績も踏まえ、その客観性、妥当性を担保するために、相当数の他企業と比較、検証して支給すると基本方針で定めており、取締役会もその方針を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

エ) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、2021年6月23日開催の定例取締役会において、代表取締役社長門高司に取締役の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業領域を踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

オ) 業績連動報酬に関する事項

役員の業績連動報酬は、役員賞与とし、役員の前年度の成果に報いる趣旨で支給する金銭報酬で、グループ全体の年間の活動の成果である経常利益を指標とし、その達成度等を評価しています。業績指標として経常利益を選定した理由は、本業以外の収支も含めた経営の正確性を鑑みて選定しております。当事業年度を含む経常利益の推移は、1. 企業集団の現況に関する事項(4) 財産及び損益の推移の状況、①企業集団の財産及び損益の推移の状況に記載のとおりであります。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	125,182 (4,800)	125,182 (4,800)	— (—)	— (—)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	36,399 (3,600)	36,399 (3,600)	— (—)	— (—)	4 (2)

- (注) 1. 上記には、2021年6月23日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額13,504千円を支払っております。
3. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第65回定時株主総会において年額216,000千円以内と決議いただいております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。
4. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第65回定時株主総会において年額48,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
5. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金の繰入額7,351千円を含めております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼職先	兼職の内容	関 係
取 締 役	阪 口 誠	中之島シティ法律事務所	弁護士	—
//	//	多木化学株式会社	社外取締役	—
取 締 役	中 野 正 信	中野正信公認会計士事務所	所長	—
監 査 役	藤 谷 和 憲	しんらい総合法律事務所	弁護士	—
監 査 役	黒 田 肇	保田特殊鋼株式会社	代表取締役社長	—

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	阪 口 誠	当期開催の取締役会17回のうち17回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。弁護士としての立場から、当社の論理に捉われず、法令を含めた客観的視点で独立性をもって経営の監視に務めております。
取 締 役	中 野 正 信	当期開催の取締役会17回のうち17回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。公認会計士および税理士の立場から経営に関する十分な見識をお持ちであり、当社の経営全般を監督し、助言を頂戴しております。
監 査 役	藤 谷 和 憲	当期開催の取締役会17回のうち17回出席し、また、監査役会7回のうち7回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	黒 田 肇	当期開催の取締役会17回のうち16回出席し、また、監査役会7回のうち7回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

協立神明監査法人

(注) 協立監査法人は、2022年4月1日付で神明監査法人と合併し、協立神明監査法人に名称を変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 20,500千円

当社及び子会社が監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 21,500千円

(注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ、報告を受け、必要に応じて説明を求め、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などについて検証した結果、その報酬は妥当であると認め同意しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

3. 海外の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社の子会社は、会計監査人（協立神明監査法人）に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務調査業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために変更することが妥当であると判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決議いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「企業倫理規程」を定め、これをコンプライアンスに関する規範とする。また、全社を挙げて法令・規程順守の体制を整備するとともに、当社の企業理念、社員行動基準を集約した「モリテックグループ行動規範」ハンドブックを作成し、全役職員に配布することでコンプライアンス精神の浸透を図る。

また、相談・通報制度として、「ヘルプライン運営規程」を定め、社員等からの相談・通報を受けた際は、問題の早期解決を図りつつ、通報者の秘密を厳守するとともに、通報者が不利益を被ることがないように万全の体制を期す。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内定める「文書管理規程」に則り文書等の保存を行う。

また、「情報管理規程」に則り、情報管理におけるセキュリティ対策や教育要請を行う。

さらに、個人情報については当社の「個人情報管理規程」及びマニュアルに沿って対応する。

- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスク管理に関する事項を「リスク管理規程」に定め、業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価する管理体制の確立及び継続的改善を図る。また、近い将来発生が予測されるリスク及び潜在的リスクのマネジメント（回避、軽減、移転等の措置）については、「リスク管理規程」に則り対応する。
また、緊急事態発生時、全社的対応が必要な場合、緊急事態対応体制をとる。
- (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、定期的開催する定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定、経営戦略・事業計画の執行及び監視に関する意思決定を機動的に行う。
当社の取締役会では、子会社の財務状況その他の重要事項の報告を受ける。経営計画については、次期事業年度及び中期の予算を立案し、具体的数値に基づいた全社的な目標を各部門の責任者に示す。
各部門においては部門目標を設定し、達成に向けて、進捗管理と具体的施策を実行する。
また、当社は、経営の意思決定の迅速化を図りつつ、監督責任と執行責任を明確化するため執行役員制度を導入し、各執行役員は取締役会から示された経営計画の達成を担う。
取締役の任期を1年とし、変化の激しい経営環境に迅速に対応するものとする。
- (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、「関係会社管理規程」を定め、子会社に関する業務の円滑化を図り、子会社を育成強化する。
また、「関係会社管理規程」に則り、子会社からの報告事項や監査方法等を定め、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制システムを構築し、かつ適正な運用を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役より求めがあれば、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととする。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。監査役の指示の実効性を確保する。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
使用人の人事（任命・異動・評定）については、監査役の同意を得るものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役に対する監査を行うため取締役会に出席し、その他重要な意思決定や業務執行状況の把握のため、主要な会議や委員会へも出席し、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求めることができる。

当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。

監査役に報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。

また、監査役は、代表取締役および取締役とさまざまな会合の場で、会社が対処すべき課題や監査上の重要事項について意見交換をする。

内部監査部は、監査終了後すみやかに、監査の結果について、代表取締役並びに監査役に監査報告書を提出する。

なお、監査役及び内部監査部は、会計監査人や弁護士など外部の専門家と、情報の交換を行うなど連携を図っていくものとする。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、監査役の請求により当該費用又は債務を処理するものとする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「モリテックグループ行動規範」の中で、社会の秩序や安全並びに企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や個人・団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の取引や関係を遮断し、一切関わらないこととする旨を定め、対応部署において外部専門機関などから情報を収集するとともに、社内研修など社員教育に努めるものとする。

また、有事の際には、所轄警察署、顧問弁護士等と連携し、組織的に反社会的勢力からの不当要求を遮断、排除するものとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な取組みは、以下の通りであります。

(1) コンプライアンスに対する取組み

当社及び当社子会社の取締役及び使用人に向けて、定期的にコンプライアンスの重要性に関するメッセージを発信するとともに、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ規程」、「情報セキュリティ対策実施基準」を定め、研修を通して法令順守やコンプライアンス意識向上に向けた取組みを継続的に行っております。

(2) リスク管理に対する取組み

当社及び子会社の主要な損失の危険性に関する事項は、取締役会及び常務会並びに経営会議、執行役員会議において管掌役員及び担当役員並びに所管部門の管理者等から定期的に報告が行われております。

(3) 職務執行の効率性を確保するための取組み

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名で構成され、常勤監査役2名及び社外監査役2名も出席しております。取締役会の開催日は年初に計画し、年間計画表に沿って17回開催し、各議案についての審議、業務の執行状況等の監督を行っております。また、子会社における経営上の重要な意思決定事項については、当社取締役会にて決議を行っております。さらに定期的にグローバルミーティングを開催し、国内外子会社の経営陣と当社取締役及び執行役員並びに海外関係部門と情報共有化を図っております。

(4) 監査役職務の執行について

監査役は、監査計画に基づき監査を実施するとともに、監査役会の開催日は年初に計画し、年間計画に沿って定例取締役会開催時に7回開催し、必要に応じて代表取締役及び取締役並びに内部監査部等と監査内容についての意見交換を実施しております。また、半期毎に会計監査人と面談し、監査結果の概要の報告を受けるとともに、経営上の重要事項についての意見交換を実施しております。

8. 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、1943年5月に創業以来、特殊帯鋼（みがき特殊帯鋼、熱間圧延鋼帯、ステンレス鋼帯）、普通鋼等を主とした鋼材の販売をする商事部門と、特殊帯鋼を主原料とする焼入鋼帯（ペーナイト鋼帯を含む。）及び、鋳金加工品（コードリール、ゼンマイを含む。）の生産をする製造部門を中心として事業展開をしております。

現在当社は、『会社の繁栄は従業員の幸福のためにあり社会に貢献することにある』を経営理念とし、『人を大切にして、共に成長する会社づくり』を経営方針としております。当社は、この理念に基づき、短期的な収益の確保のみならず、中長期的な視野に立って、当社の従業員、取引先の皆様、お客様その他の当社に係る利害関係者を含んだ当社の本源的価値及び株主様共同の利益を持続的に維持・向上させていくことが必要であると考えております。

② 基本方針実現のための取組み

○当社の財産の有効な活用、適切な企業グループの形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社及び当社グループ会社は、透明で公正な企業活動による人を大切にして、共に成長する会社づくりをめざして、特殊帯鋼の専門商社及び焼入鋼帯・鋳金加工品のメーカーとして、特殊帯鋼の市場占有率の向上を図るとともに、特殊帯鋼の特性を熟知した加工技術をもつ強みを活かした安全な製品を自動車のエンジン・ミッション、農業機械、住環境機器などの広範な市場に安定的に提供しております。

また、価値提案企業として、特殊帯鋼の加工性情報を活用した販売に努め、広幅焼入鋼帯のさらなる市場創造と、自動車エンジン・ミッション分野へのアッセンブリ製品の展開、農業機械分野へのモジュール製品などの複合製品の展開をそれぞれ推進するとともに、自社ブランド製品の開発に努めております。

また、当社は、企業の社会的責任を果たし、株主の皆様、顧客の皆様、ユーザーの皆様、取引先の皆様、従業員などさまざまなステークホルダーから信頼されることが、事業活動において不可欠と考えております。

また、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が経営上の重要課題であると認識し、公正かつ透明性のある経営基盤の強化を図り、的確な意思決定と迅速な業務執行を行うよう努めております。

○基本方針に照らして不適切な者によって当社が支配されることを防止するための取組み

当社は、2020年5月22日開催の取締役会において、2020年6月25日開催の第79期事業年度に係る定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を継続することを決議し、2020年6月25日開催の定時株主総会でご承認をいただいております。

本プランでは、当社の株券等を20%以上取得しようとする者（大規模買付者）が現れた場合に、大規模買付者が本プランに定める要件（必要情報及び検討期間）を満たさない場合、また、要件を満たす場合であっても当該大規模買付行為が、当社の企業価値及び株主様

共同の利益の確保・向上に反し、対抗措置を採ることが相当と認められる場合には、当社取締役会は、当社株主の皆様を守るために、対抗措置を採ることがあります。

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令及び当社の定款により認められる措置といたします。

具体的に如何なる手段を講じるかについては、独立委員会の勧告を最大限尊重して、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することといたします。

本プランの有効期間は、2023年6月30日までに開催される第82回定時株主総会の終結の時までであります。

③ 具体的な取組みに対する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、これらの取組みが基本方針に沿うものであり、株主様共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役の意見を当社株主の皆様を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。これにより当社株主の皆様は十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値及び株主様共同の利益の確保・向上に繋がるものと考えております。

同時に本プランは、本プランの発動等に際しての社外者からなる独立委員会の設置や合理的な客観的発動要件を設定しており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	15,676,004	流動負債	8,626,595
現金及び預金	2,673,747	支払手形及び買掛金	6,976,835
受取手形、売掛金及び契約資産	5,796,750	短期借入金	530,015
電子記録債権	2,325,602	リース債務	58,031
商品及び製品	3,323,626	未払法人税等	118,319
仕掛品	578,607	賞与引当金	186,651
原材料及び貯蔵品	537,040	役員賞与引当金	20,000
その他	455,710	その他	736,742
貸倒引当金	△15,081	固定負債	1,956,899
固定資産	8,156,573	長期借入金	658,253
有形固定資産	5,876,606	リース債務	186,158
建物及び構築物	1,440,992	繰延税金負債	59,187
機械装置及び車両運搬具	2,188,117	退職給付に係る負債	773,285
工具、器具及び備品	159,615	長期未払金	280,015
土地	1,233,071	負債合計	10,583,495
リース資産	190,739	(純資産の部)	
建設仮勘定	664,069	株主資本	12,416,338
無形固定資産	82,594	資本金	1,848,846
リース資産	49,209	資本剰余金	1,476,445
その他	33,385	利益剰余金	9,132,061
投資その他の資産	2,197,371	自己株式	△41,015
投資有価証券	1,615,864	その他の包括利益累計額	765,635
長期貸付金	4,630	その他有価証券評価差額金	557,663
繰延税金資産	96,326	為替換算調整勘定	195,300
退職給付に係る資産	167,429	退職給付に係る調整累計額	12,671
その他	313,121	非支配株主持分	67,108
資産合計	23,832,577	純資産合計	13,249,082
		負債及び純資産合計	23,832,577

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売上		27,564,520
売上原価		24,415,928
売上総利益		3,148,591
販売費及び一般管理費		2,944,539
営業外収益		204,052
受取利息	14,087	
受取配当戻金	44,371	
為替差益	5,710	
その他利益	58,205	
営業外費用	50,140	172,515
支払債権売却却損	71,783	
ミットメントの	696	
経常利益	14,001	
特別利益	2,746	89,227
特 別 利 益		287,340
特 別 利 益	107,370	
特 別 利 益	1,894	109,265
特 別 利 益	1,542	
特 別 利 益	670	
特 別 利 益	18,434	
特 別 利 益	89	20,736
税金等調整前当期純利益		375,869
法人税、住民税及び事業税	113,330	
法人税等調整額	1,666	114,997
当期純利益		260,872
非支配株主に帰属する当期純利益		6,573
親会社株主に帰属する当期純利益		254,298

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	12,436,317	流動負債	7,144,602
現金及び預金	1,438,858	支払手形	1,206,895
受取手形	1,261,707	買掛金	4,596,170
売掛金	4,421,307	短期借入金	374,500
電子記録債権	1,703,703	一時借入金	43,797
商品及び製品	2,399,166	未払費用	401,010
仕掛品	412,566	未払法人税等	68,783
材料及び貯蔵品	370,672	未払消費税	67,025
前払費用	32,939	未払消費税	12,489
未収入金	257,999	前受り金	2,192
短期貸付金	83,434	預り金	14,405
その他金	58,355	賞与引当金	180,000
貸倒引当金	△4,391	役員賞与引当金	20,000
固定資産	8,240,468	設備関係支払手形	107,595
有形固定資産	3,748,125	その他	49,736
建物	928,878	固定負債	1,390,237
構築物	74,462	長期借入金	161,250
機械及び装置	1,039,683	リース債	162,505
車両運搬具	2,657	退職給付引当金	786,467
工具、器具及び備品	82,687	長期未払金	280,015
土地	971,480	負債合計	8,534,839
リース資産	143,204	(純資産の部)	
建設仮勘定	505,071	株主資本	11,605,500
無形固定資産	62,775	資本金	1,848,846
ソフトウェア	9,770	資本剰余金	1,469,608
リース資産	47,204	資本準備金	1,469,608
電話加入権	5,800	利益剰余金	8,328,060
投資その他の資産	4,429,567	利益準備金	462,211
投資有価証券	1,470,077	その他利益剰余金	7,865,848
関係会社株式	1,998,645	固定資産圧縮積立金	246,583
関係会社出資金	171,006	別途積立金	7,200,000
長期貸付金	228,215	繰越利益剰余金	419,265
繰延税金資産	67,875	自己株式	△41,015
前払年金費用	194,678	評価・換算差額等	536,445
生命保険積立金	247,955	その他有価証券評価差額金	536,445
その他	51,113	純資産合計	12,141,945
資産合計	20,676,785	負債及び純資産合計	20,676,785

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高		22,613,684
売上原価		20,051,926
売上総利益		2,561,758
販売費及び一般管理費		2,405,861
営業利益		155,896
営業外収益		
受取利息及び配当金	178,787	
保険返戻金	5,710	
その他の収益	68,633	253,132
営業外費用		
支払利息	12,095	
コミットメントファイナンス費用	14,001	
その他の費用	1,657	27,754
経常利益		381,274
特別利益		
固定資産売却益	838	
ゴルフ会員権売却益	1,894	2,732
特別損失		
固定資産除売却損	2,212	
投資有価証券評価損	18,434	
その他の特別損失	89	20,736
税引前当期純利益		363,271
法人税、住民税及び事業税	43,215	
法人税等調整額	47,374	90,589
当期純利益		272,681

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

モリテック スチール株式会社
取締役会 御中

協立神明監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 田中伴一 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 公江正典 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、モリテック スチール株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モリテック スチール株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

モリテック スチール株式会社
取締役会 御中

協立神明監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 田中伴一 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 公江正典 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、モリテック スチール株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び協立神明監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び協立神明監査法人から受けております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

モリテックスチール株式会社 監査役会

監査役(常勤)	森	剛	之	㊞	
監査役(常勤)	速	水	宏	祐	㊞
社外監査役	藤	谷	和	憲	㊞
社外監査役	黒	田	肇	㊞	

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質と経営基盤の充実・強化を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を充実していくことが経営上の重要課題であると認識しており、将来の事業展開と経営体質強化のための内部留保を確保しつつ、安定的、かつ、継続的に配当を実施していくことを基本方針としております。

内部留保につきましては、生産性を高めるための設備投資のほか、新規事業の展開、新製品の開発や国際競争力の強化を図るための開発投資等に充当し、経営体質と企業競争力のさらなる強化に努めてまいります。

上記の方針に基づき、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期末の配当金につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金4円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、89,620,160円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社定款に新たな目的を追加するとともに、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更するものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第2条は、当社定款の新たな目的を追加するものであります。
- (2) 変更案第5条は、当社の公告方法を電子公告に変更し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
- (3) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子措置をとる旨を定めるものであります。
- (4) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の供範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (5) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (6) 上記（3）～（5）の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 <条文省略></p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. みがき特殊帯鋼、ステンレス鋼、一般鋼材の加工ならびに販売</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>2. 各種機械工具の製造ならびに販売</p> <p>3. 電動機器およびその部分品の製造ならびに販売</p> <p>4. 自動車、家庭用電気器具、および各種工作機械の合成樹脂製部分品の製造ならびに販売</p> <p>5. 各種商品の輸出入</p> <p>6. 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>第3条～第4条 <条文省略></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第6条～第13条 <条文省略></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結決算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>第1条 <現行どおり></p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. みがき特殊帯鋼、ステンレス鋼、一般鋼材の加工ならびに販売</p> <p><u>2. 各種産業機械およびその他機械の製造ならびに販売</u></p> <p>3. 各種機械工具の製造ならびに販売</p> <p>4. 電動機器およびその部分品の製造ならびに販売</p> <p><u>5. 自動車、家庭用電気器具、および各種工作機械の合成樹脂製部分品の製造ならびに販売</u></p> <p>6. 各種商品の輸出入</p> <p>7. 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>第3条～第4条 <現行どおり></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第6条～第13条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="379 187 523 213"><新 設></p> <p data-bbox="160 421 538 447">第15条～第39条 <条文省略></p> <p data-bbox="379 477 523 503"><新 設></p> <p data-bbox="379 533 523 559"><新 設></p> <p data-bbox="379 757 523 783"><新 設></p> <p data-bbox="379 858 523 884"><新 設></p>	<p data-bbox="792 157 981 182">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="765 187 1347 270">第14条 1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="765 275 1347 390">2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="765 421 1188 447">第15条～第39条 <現行どおり></p> <p data-bbox="765 477 817 503">附則</p> <p data-bbox="765 533 1347 739">1. <u>現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更定款第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="765 757 1347 840">2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="765 858 1347 941">3. <u>本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後に、これを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	かど たかし 門 高 司 (1961年7月8日生)	1984年4月 当社入社 1992年6月 当社営業本部北海道営業所長 2004年4月 当社帯鋼営業部東京営業所長 2007年6月 当社取締役帯鋼営業部東京営業所長 2008年6月 当社取締役帯鋼営業本部東日本営業部長、兼東京営業所長 2012年4月 当社取締役営業本部副本部長、兼東京営業所長 2012年6月 当社取締役海外事業本部長、兼グローバル事業企画部長、営業本部副本部長、兼東京営業所長 2013年4月 当社取締役海外事業本部長、兼グローバル事業企画部長、営業本部副本部長、兼東日本営業部長、兼名古屋営業所長 2014年5月 当社取締役海外事業本部長、兼海外事業部長・グローバル事業企画部長、営業本部副本部長、兼東日本営業部長、兼名古屋営業所長 2015年4月 当社取締役海外事業本部長、営業本部副本部長、兼北海道営業所長 2015年6月 当社常務取締役執行役員海外事業本部長、営業本部副本部長、兼北海道営業所長 2017年4月 当社常務取締役執行役員製造本部副本部長、兼三重大山田工場長 2019年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	44,547株
	(取締役候補者とした理由) 門 高司氏は、入社以来、主に営業部門に従事し、海外事業部門・製造部門での豊富な経験・実績を通じ、優れた経営執行能力を有しており、引き続き、取締役候補者としていたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2	き む ら し ん い ち 木 村 愼 一 (1956年 6 月27日生)	1980年 4 月 当社入社 2000年 4 月 当社帯鋼営業部広島営業所長 2004年 4 月 当社帯鋼営業部大阪営業所長 2005年 6 月 当社取締役帯鋼営業本部大阪営業所長 2007年 6 月 当社常務取締役帯鋼営業部長、兼大阪営業所 長 2008年 6 月 当社常務取締役帯鋼営業本部長、兼西日本営 業部長、兼任環境営業部長・ユニット製品部 長 2010年 7 月 当社常務取締役帯鋼営業本部長、兼西日本営 業部長 2011年 4 月 当社常務取締役鋳金営業本部長 2012年 6 月 当社常務取締役営業本部長、開発本部長 2013年 4 月 当社常務取締役営業本部長、兼西日本営業部 長、開発本部長 2014年 5 月 当社常務取締役営業本部長、兼西日本営業部 長、R & D本部長 2015年 4 月 当社常務取締役営業本部長、R & D本部長 2015年 6 月 当社専務取締役執行役員営業本部長、R & D 本部長 2017年 4 月 当社専務取締役執行役員営業本部長、海外事 業本部長 2020年 6 月 当社代表取締役専務取締役執行役員営業本部 長、海外事業本部長 2021年 4 月 当社代表取締役専務取締役執行役員営業本部 長 2021年 6 月 当社代表取締役副社長 2022年 4 月 当社代表取締役副社長、社長補佐、生産事業 本部長、R & D本部長 現在に至る [担当] 社長補佐、生産事業本部長、R&D本部長、 技術本部管掌、ジュタワン・モリテック（タ イランド）株式会社管掌、モリテックスチ ールメキシコ株式会社管掌、モリテックスチ ールインドネシア株式会社管掌、モリテックス チール（ベトナム）会社管掌、日輪鋼業株式 会社管掌	48,467株
(取締役候補者とした理由) 木村愼一氏は、入社以来、主に営業部門に従事し、開発設計部門、海外事業部門での 豊富な経験・実績を通じ、優れた経営能力を有しており、引き続き、取締役候補者とい ました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
3	<p style="text-align: center;">たに くち まさ のり 谷 口 正 典 (1959年 9 月29日生)</p>	<p>1984年 4 月 当社入社 1998年 4 月 当社帯鋼営業部名古屋営業所長 2003年 4 月 当社経理部長 2004年 6 月 当社取締役経理部長 2006年 4 月 当社取締役本社管理部長、兼経理部長 2008年 6 月 当社取締役本社管理部長 2010年 6 月 当社取締役本社管理部長、兼C P システム部長 2012年 4 月 当社取締役本社統括本部本社管理部長 2015年 4 月 当社取締役本社統括本部本社管理部長、兼経理部長・経営企画部長 2015年 6 月 当社取締役執行役員本社統括本部本社管理部長、兼経理部長・経営企画部長 2019年 2 月 当社取締役執行役員本社統括本部経理部長 2020年 4 月 当社取締役執行役員管理本部長、兼経理部長 2021年 6 月 当社常務取締役執行役員管理本部長、兼経理部長 2022年 4 月 当社常務取締役執行役員管理本部長、兼管理部長 現在に至る</p> <p style="text-align: center;">〔担当〕 管理本部長、兼管理部長、社長室管掌、内部監査部管掌、経営管理部管掌、鋼材事業本部管掌、上海摩立特克鋼鐵商貿有限公司管掌、モリテックプロダクトサポート株式会社取締役社長</p>	43,594株
(取締役候補者とした理由) 谷口正典氏は、入社以来、主に営業部門、管理部門に従事し、管理部門での豊富な経験・実績を通じ、優れた経営能力を有しており、引き続き、取締役候補者といいたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
4	<p style="text-align: center;">もり やす し 森 泰 之 (1959年 3 月 9 日生)</p>	<p>1983年 4 月 当社入社 2004年 4 月 当社三重大山田工場金型技術部長 2006年 6 月 当社開発企画部金型部長 2007年 6 月 当社技術部開発技術部長 2009年 6 月 当社取締役技術部長、兼開発技術部長 2011年 4 月 当社取締役技術本部長、兼開発技術部長 2013年 4 月 当社取締役技術本部長、兼開発技術部長・生 産技術部長 2014年 4 月 当社取締役技術本部長、製造本部副本部長 2015年 6 月 当社取締役執行役員技術本部長、製造本部副 本部長 2015年11月 当社取締役執行役員技術本部長、製造本部副 本部長、兼三重大山田工場長 2017年 4 月 当社取締役執行役員技術本部長、R & D本部 長 2020年 4 月 当社取締役執行役員製造本部副本部長 2020年 6 月 当社取締役執行役員製造本部長 2021年 4 月 当社取締役執行役員生産本部副本部長 2021年 6 月 当社常務取締役執行役員生産本部長 2022年 4 月 当社常務取締役執行役員技術本部長 現在に至る</p> <p style="text-align: center;">〔担当〕 技術本部長、ジユタワン・モリテック（タイ ランド）株式会社技術支援、モリテックスチ ールメキシコ株式会社技術支援</p>	442,680株
<p>(取締役候補者とした理由) 森 泰之氏は、主に技術部門に従事し、製造部門での豊富な経験・実績を通じ、優れた経営能力を有しており、引き続き、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
5	うち やま よし なり 内 山 良 成 (1963年 1 月10日生)	1987年 4 月 当社入社 2003年 6 月 当社帯鋼営業部広島営業所長 2007年10月 当社帯鋼営業部大阪営業所長 2015年 6 月 当社執行役員営業本部大阪第一営業所長、海外事業本部海外事業部長・グローバル事業企画部長 2017年 4 月 当社上席執行役員営業本部副本部長兼大阪営業部長、海外事業本部副本部長 2019年 6 月 当社取締役執行役員営業本部副本部長兼大阪営業部長、海外事業本部副本部長 2020年 4 月 当社取締役執行役員製造本部三重大山田工場長、兼調達管理部長 2021年 4 月 当社取締役執行役員生産本部三重大山田工場長、兼調達管理部長 2022年 4 月 当社取締役執行役員経営管理部長 現在に至る 【担当】 経営管理部長	16,414株
(取締役候補者とした理由) 内山良成氏は、入社以来、主に営業部門に従事し、海外事業部門・製造部門での豊富な経験・実績を通じ、優れた経営能力を有しており、引き続き、取締役候補者いたしました。			
6	さ か ぐ ち ま こと 阪 口 誠 (1958年 5 月14日生)	1990年 4 月 弁護士登録 2005年10月 三山・阪口法律事務所（現 中之島シティ法律事務所）開設 現在に至る 2010年 6 月 当社社外監査役 2014年 6 月 当社社外取締役 現在に至る 2021年 3 月 多木化学株式会社社外取締役 現在に至る	0株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 阪口 誠氏は、弁護士として、企業法務に精通されており、コーポレートガバナンスに関する十分な見識を有しておられることから、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
7	なかのまさのぶ 中野正信 (1947年2月6日生)	1975年10月 公認会計士登録 1989年8月 中央新光監査法人代表社員 2000年9月 中野正信公認会計士事務所開設 所長 現在に至る 2002年10月 税理士登録 2008年6月 当社独立委員会委員 現在に至る 2020年6月 当社社外取締役 現在に至る	0株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>中野正信氏は、公認会計士及び税理士としての専門知識、実務経験により経営に関する十分な見識を有しておられることから、引き続き当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することが当社の企業価値向上のために必要であると判断し、引き続き、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>			

- (注) 1. 上記各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 阪口 誠及び中野正信の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、阪口 誠及び中野正信の両氏との間で会社法第427条第1項の規定及び当社定款第27条に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額であります。なお、両氏の重任が承認された場合、当社は両氏との間で本契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の12頁に記載のとおりです。候補者各氏が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当該保険契約は、2023年1月に同程度の内容で更新を予定しております。
5. 阪口 誠氏の社外取締役としての在任期間は、2014年6月26日開催の第73回定時株主総会で選任され就任してから8年であります。
6. 中野正信氏の社外取締役としての在任期間は、2020年6月25日開催の第79回定時株主総会で選任され就任してから2年であります。
7. 当社は、社外取締役候補者阪口 誠及び中野正信の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出ております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
むね よし かつ まさ 宗吉勝正 (1949年10月13日生)	2008年7月 高松国税局長 2009年9月 宗吉勝正税理士事務所設立 現在に至る 2020年4月 当社社外監査役 2020年6月 当社社外監査役退任 現在に至る	0株
(補欠社外監査役候補者とした理由) 宗吉勝正氏は、税理士としての専門的な知識及び豊富な経験等を有し、企業会計に精通しており、当社の監査体制の強化に適切な人材と判断し、補欠社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 上記補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宗吉勝正氏は、補欠社外監査役候補者であります。
3. 宗吉勝正氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款第36条に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の12頁に記載のとおりです。宗吉勝正氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当該保険契約は、2023年1月に同程度の内容で更新を予定しております。
5. 当社は、補欠監査役候補者宗吉勝正氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出る予定です。

第5号議案 役員賞与支給の件

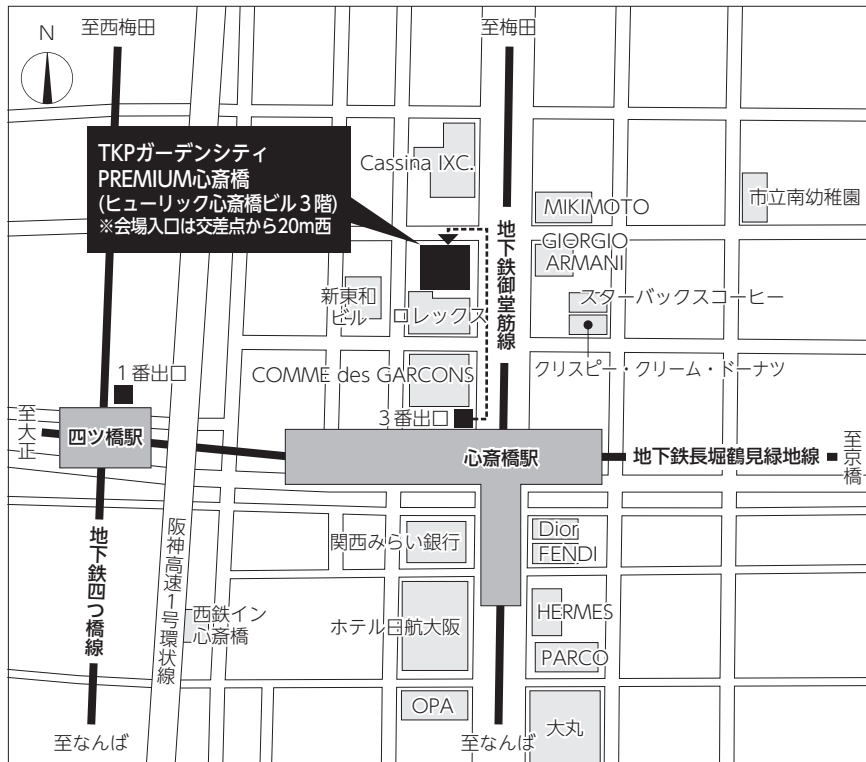
当事業年度末時点における社外取締役を除く取締役5名および社外監査役を除く監査役2名に対し、当期の業績等を勘案して役員賞与総額20,000千円(取締役分15,850千円、監査役分4,150千円)を支給することといたしたいと存じます。

当社は、取締役会において取締役の個人別報酬等の基本方針を定めており、その概要は13頁から14頁に記載のとおりであります。本議案は、当該方針に沿うものであることから、相当なものであると考えております。

なお、各取締役及び監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

以上

〔株主総会会場ご案内略図〕



■地下鉄 御堂筋線・長堀鶴見緑地線 心斎橋駅下車

③番出口 御堂筋側 徒歩約2分

■会 場 TKPガーデンシティPREMIUM心斎橋 「バンケット3A」
 大阪市中央区南船場四丁目3番2号 ヒューリック心斎橋ビル3階
 電話 (06) 4400-5262 (代表)

<お願い> 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本総会会場へのご来場は控えていただき、議決権は事前行使くださいますようお願い申し上げます。
 なお、会場には駐車場がございませんので、ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。